

入院時食事療養について

入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、1食あたり下記の標準負担額を自己負担することになります。

入院時食事療養費標準負担額

所得の区分		1食あたりの食事代
市民税課税世帯		490円(※1)
70歳未満で市民税非課税世帯	90日までの入院	230円
	90日を超える入院(※4)	180円
70歳以上で区分Ⅱの世帯(※2)		
70歳以上で区分Ⅰの世帯(※3)		110円

※1 指定難病患者、小児慢性特定疾病患者は280円になります。また、平成28年4月1日において1年以上継続して精神病床に入院している患者は、退院するまでの間(平成28年4月1日以後、合併症等で同日内に他病床に移動又は転院する場合も含む)260円になります。

※2 市民税非課税の方

※3 市民税非課税で、世帯全員所得なし(年金収入がある場合は、その額が80万以下)

※4 過去12ヵ月間の入院日数が91日以上となった場合、上記認定証を切り替える申請の手続きが必要になります。

北津島病院
令和6年6月